

西目屋村の給与・定員管理等について(令和元年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

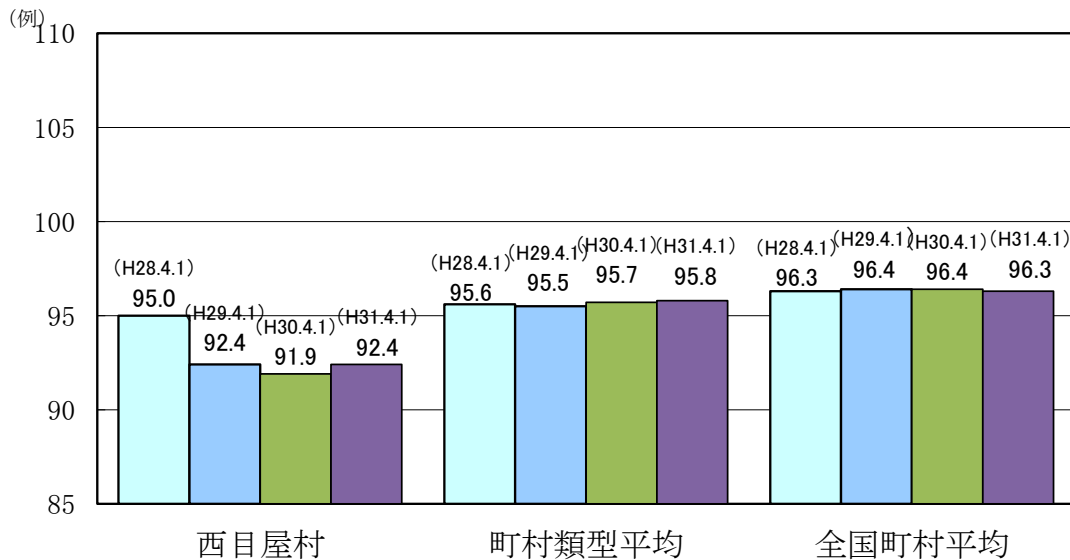
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 1,369	千円 2,543,354	千円 77,492	千円 374,697	% 14.7	% 15.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 42	千円 154,133	千円 13,767	千円 56,297	千円 224,197	千円 5,338	千円 5,429

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①、②、③理由及び改善
該当しない。

(4) 給与改定の状況

西目屋村は人事委員会を設置していないため、省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

給料表の改定実施時期 平成27年4月1日
(内容) 国及び県人事委員会勧告に準じて改定。(平均2%引下げ。初任層に係る号給の引下げなし。最高号給(国ベース)を4%引下げ)
40歳台や50歳台前半層の昇給機会の確保から号給を増設(行政職5級・6級)
激変緩和のため、県に準じ4年間(平成31年3月31日まで)経過措置(現給確保)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

地域手当の支給なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別手当について、国及び県人事委員会勧告に準じて見直しを実施。(平成27年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(31年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
西目屋村	43.8 歳	296,900 円	360,700 円	320,001 円
青森県	42.9 歳	316,500 円	379,932 円	346,334 円
国	43.4 歳	329,433 円	— 円	411,123 円
類似団体	40.4 歳	294,223 円	344,020 円	323,330 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
西目屋村	52.6 歳	5 人	249,300 円	267,300 円	254,758 円	用務員	55.6 歳	211,600 円	1.26
青森県	51.0 歳	283 人	301,100 円	337,955 円	321,449 円	—	—	—	
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	— 円	329,380 円	—	—	—	
類似団体	49.3 歳	2 人	281,624 円	308,109 円	296,469 円	—	—	—	

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
西目屋村	4,152,200 円	2,883,400 円	1.44

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成28年～30年の3ヶ年平均)。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注)1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(31年4月1日現在)

区 分		西目屋村	青森県	国
一般行政職	大 学 卒	170,100 円	180,700 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	148,600 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	146,000 円	146,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(31年4月1日現在)

区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満
		一般行政職	大 学 卒	247,200 円	※ 円
	高 校 卒	— 円	— 円	290,500 円	356,200 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	250,500 円

「※」は対象者が2人以下のため公表できません。

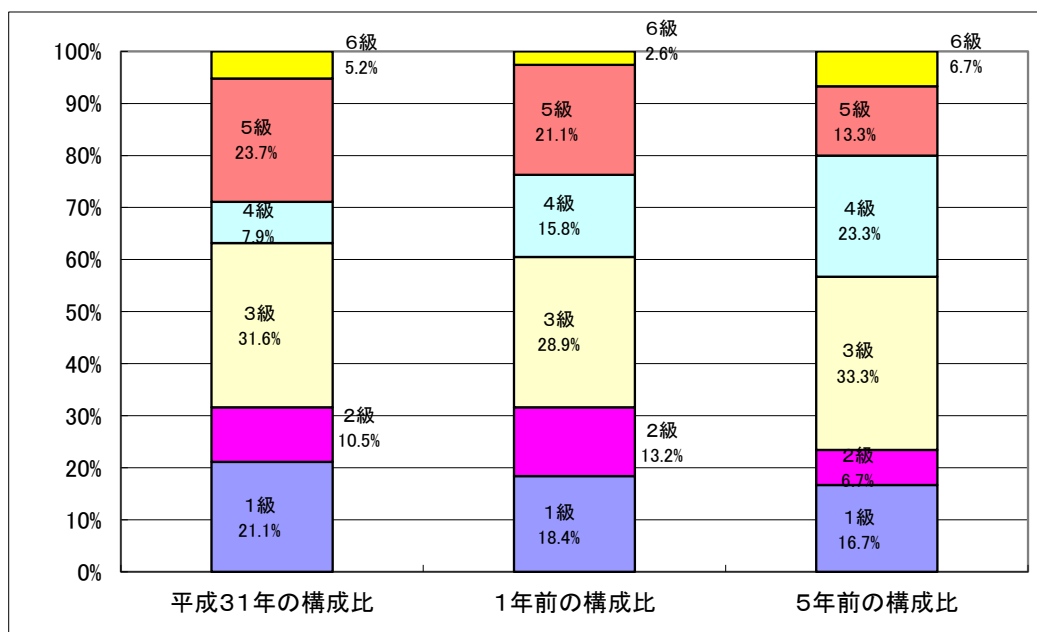
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給与月額	最高号給の給与月額
1級	主事、技師	8人	21.1%	144,100円	247,600円
2級	主査、主事	4人	10.5%	194,000円	304,200円
3級	係長、主査	12人	31.6%	230,000円	350,000円
4級	課長補佐、主幹	3人	7.9%	263,000円	381,000円
5級	課長、局長、副参事	9人	23.7%	288,900円	393,000円
6級	参事	2人	5.2%	319,200円	410,200円

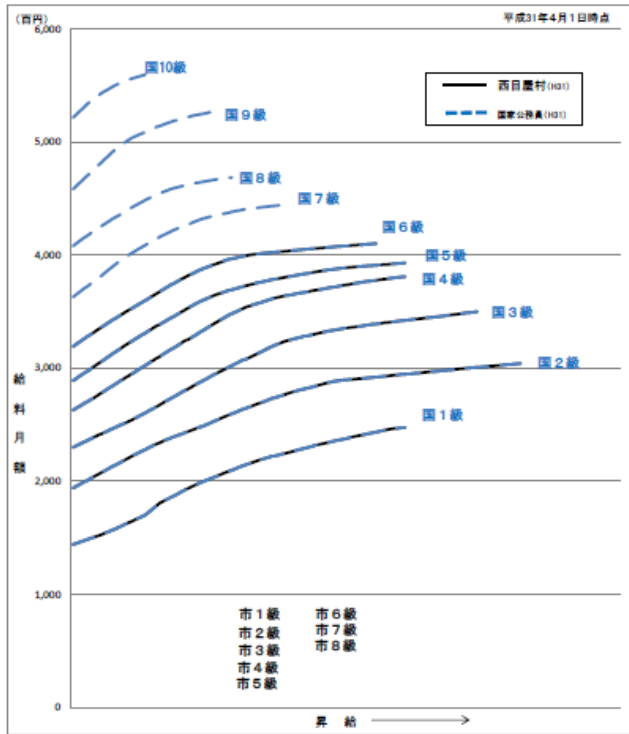
(注)1 西目屋村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(31年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(西目屋村)

平成31年4月2日から令和2年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
㊦ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		
標準の区分のみ(一律)				○
㊧ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西 目 屋 村	青 森 県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,340 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,612 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.75 月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.75 月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(西目屋村)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
㊦ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				○
標準、下位の成績率		○		
標準の成績率のみ(一律)				
㊧ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(31年4月1日現在)

西 目 屋 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			・定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	7,715 千円		1人当たり平均支給額	(公表していない)	

(注)退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成27、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)			0 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
なし	0 %	0 人	— %

(4) 特殊勤務手当(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		— 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		— %	
手当の種類(手当数)		—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

※ 平成20年度から特殊勤務手当を全て廃止

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	155 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	4 千円
支給実績（29年度決算）	1,465 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	43 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)						
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>配偶者、父母等</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>子特定年齢加算</td> <td>5,000円</td> </tr> </table>	配偶者、父母等	6,500円	子	10,000円	子特定年齢加算	5,000円	同じ		5,266 千円	210,600 円
配偶者、父母等	6,500円										
子	10,000円										
子特定年齢加算	5,000円										
住居手当	借家・借間に居住する職員に支給 借家・借間住居職員(月額12,000円を超える家賃を支払っている職員) 最高27,000円	同じ		1,166 千円	166,600 円						
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 6箇月定期券の価格により一括支給(支給額限度額:1箇月55,000円) 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額を毎月支給(月額2,000円～22,300円)	異なる	通勤用具使用者の最高支給額	2,772 千円	120,500 円						
管理職手当	管理者又は監督の地位にある職員に支給 支給額 定額支給(20,000円～25,000円)			1,500 千円	214,300 円						
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に支給 支給期間 11月～3月までの5ヶ月間 世帯主扶養親族有 月額 17,800円 扶養親族無 月額 10,200円 その他の職員 月額 7,360円	同じ		2,908 千円	69,200 円						

5 特別職の報酬等の状況(31年4月1日現在)

区分	給料	月額	等	
			(参考)町村類型における最高/最低額	
給料	村 長	678,000 円	827,000 円	498,000 円
	副 村 長	515,000 円	667,000 円	457,000 円
報酬	議 長	245,000 円	316,000 円	186,300 円
	副 議 長	217,000 円	265,000 円	129,600 円
	議 員	208,000 円	257,000 円	109,000 円
期末手当	村 長	(30年度支給割合)		
	副 村 長	3.20 月分		
退職手当	議 長	(30年度支給割合)		
	副 議 長	3.20 月分		
備考	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	給料月額×在職月数×0.455	14,807,520円	任期毎
		給料月額×在職月数×0.265	6,550,800円	任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

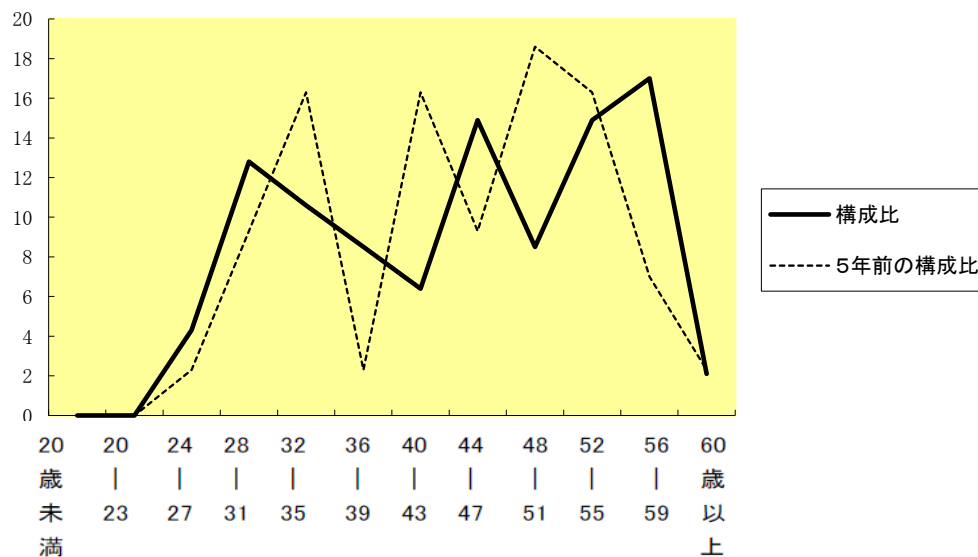
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	令和元年		
普通会計部門	議会	1	2	1	業務量増 職務の兼務による減
	総務企画	15	14	△1	
	税務	2	2	0	
	民生	2	2	0	
	衛生	4	4	0	
一般行政部門	農林水産	4	3	△1	職務の兼務による減 業務量増
	商工	4	5	1	
	土木	3	3	0	
	計	35	35	0	
	教育部門	7	7	0	
	消防部門	0	0	0	
	小 計	42	42	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 306.79 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 225.77 人)
公営会計 企業部門	水道	1	1	0	人員配置見直しによる増
	その他	3	4	1	
	小 計	4	5	0	
合計		46 [48]	47 [48]	1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 343.32 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(31年4月1日現在)

(例) %



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	2人	6人	5人	4人	3人	7人	4人	7人	8人	1人	47人

(3)職員の推移

(単位：人・%)

区 分 部 門	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	31	32	32	35	35	35	4 (12.9 %)
教育	8	6	7	5	7	7	▲1 (▲12.5 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (%)
普通会計計	39	38	39	40	42	42	3 (7.7 %)
公営企業等会計計	4	4	4	4	4	5	1 (25.0 %)
総合計	43	42	43	44	46	47	4 (9.3 %)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。